

豊明市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定例監査等及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年12月19日

豊明市監査委員

古 橋 洋 一
月 岡 修 一

1 監査の対象

行政経営部 財政課

2 監査の期間

平成26年7月22日から平成26年8月11日まで

3 監査の範囲

平成26年4月1日から平成26年6月30日までに執行した事務事業

4 監査の重点項目

- (1) 収 入 事 務
- (2) 支 出 事 務
- (3) 契 約 事 務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

5 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 監査の対象

市民生活部 税務課

7 監査の期間

平成26年8月29日から平成26年9月26日まで

8 監査の範囲

平成26年4月1日から平成26年7月31日までに執行した事務事業

9 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

10 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 平成26年度個人住民税制度改正対応（平成26年度作業分）の電算関係委託の契約事務において、契約の締結伺書に一部合議のないものが見受けられたので留意されたい。

11 監査の対象

豊明市文化系ジュニアクラブ及び当該団体を所管する生涯学習課
とよあけ市民大学「ひまわり」及び当該団体を所管する生涯学習課

12 監査の期間

平成26年9月1日から平成26年9月17日

13 監査の方法

平成25年度補助金の出納及び執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

14 監査の結果

今回監査した豊明市文化系ジュニアクラブ及びとよあけ市民大学「ひまわり」に対する平成25年度補助事業については、概ね良好であると認められたが、下記の項目について、不備な点が見受けられたので、今後適正な処理をされたい。

- (1) 指導者費用弁償の支出事務において、一部支給誤りが見受けられたので留意されたい。

また、当該補助団体を所管する生涯学習課においては、実績報告書等の審査は確実に行うとともに、補助団体に対する指導を十分にされたい。

(豊明市文化系ジュニアクラブ)

1 5 監査の対象

教育部 学校教育課・指導室

1 6 監査の期間

平成26年9月24日から平成26年10月9日まで

1 7 監査の範囲

平成26年4月1日から平成26年8月31日までに執行した事務事業

1 8 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

1 9 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 豊明市幼児教育研究協議会補助金の交付の申請において、添付書類に一部不足しているものが見受けられたので留意されたい。

また、下記小中学校の備品及び公金等の管理事務について、物品及び現金の保管状況を調査したところ、おおむね良好な管理がなされていると認められた。

監査実施日及び対象施設名

平成26年10月9日

豊明中学校

大宮小学校

館 小学校

2 0 監査の対象

議会事務局 議事課

2 1 監査の期間

平成26年9月30日から平成26年10月24日まで

2 2 監査の範囲

平成26年4月1日から平成26年8月31日までに執行した事務事業

2 3 監査の重点項目

- (1) 収 入 事 務
- (2) 支 出 事 務
- (3) 契 約 事 務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

2 4 監査の結果

今回の監査は、上記重点項目に添って実施したところ、所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。